

株券電子化後の株式担保

帝塚山大学法政策学部 福本葵

1. 株券電子化

2009年1月5日に予定されている株券の電子化実施まで秒読み段階に入っている。株券電子化の導入に際し、様々な問題があるが、最も複雑で大きなものは担保に関する問題であろう。

2. 株式担保（質権と譲渡担保）

株式に担保権を設定する場合には、質権と譲渡担保が考えられる。質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する（民法342条）。この権利を質権という。一方、譲渡担保には明文規定がない。譲渡担保は、目的物自体を債権者に譲り渡す方法による物的担保である。

株式に質権、譲渡担保権を設定する場合のどちらにも、略式と登録という違いがある。略式の場合には、当事者の意思と株券の交付があれば足りる。また、株主名簿に登録することはないので、株式に質権が設定されていることや、譲渡担保として交付されていることを発行会社は知らない。一方、登録質の場合、略式質の要件に加えて、株主名簿に質権者が登録される。剰余金配当なども質権者に交付される。登録譲渡担保の場合は、質権者への譲渡という形式を取る。現在の実務では、質権とするか、譲渡担保とするかについては明確に区別されていない。実質的に差がないからである。しかし、株券電子化後は設定の時点から明確に区別しなければならなくなる。手続の方法が異なるからである。

3. 現行の株式担保と株券電子化後の株式担保

現在は株券を発行し、これを保有する方法と保管振替制度とが併存している。従って、株式に担保とする方法もそれぞれの制度で、略式質、登録質、略式譲渡担保、登録譲渡担保の4通り、計8通りの方法が考えられる。これらは株券電子化後の制度である振替制度実施後は、4通りとなる。特に、これまでは、株式を担保とする場合、株券を名義書換や株主名簿に登録しないまま金庫に保管する略式質や略式譲渡担保としていた場合がほとんどである。これらは何も手続きしないで放置しておくとも株券は無効となり、振替制度実施後は質権者や担保権者は對抗要件を失うことになる。本報告ではどのような手続きを取れば振替制度実施後、どのような株式担保となるかについて整理する。また、新たな制度と旧制度の相違点などについても論ずる。

振替制度の株式担保については、全国銀行協会が中心に作業を進めているところであるしかし、理論的に整理され、議論されているものは数少ない。本報告では、法的観点と実務的観点との双方から問題の分析を試みたい。